

【リヒテンシュタイン政府発表】新型コロナウイルスに対する各種措置の追加的緩和策について

【ポイント】

●5月18日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルスに対する現行の各種措置の追加的緩和策（2021年5月24日以降適用）を発表

【本文】

5月18日、リヒテンシュタイン政府は、現行の新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の追加的緩和策（2021年5月24日以降適用）を発表しました。

1 飲食店における屋内営業

飲食店の屋外席において現在適用されている感染予防措置と同じ措置を適用することを条件に、屋内における営業再開が認められます

飲食は着席時のみ、1テーブル当たりの人数は6人まで、着席時以外はマスク着用が義務付けられ、飲食店側は、各テーブル間の1.5mの社会的距離の確保又は衝立設置が義務付けられるとともに、異なるグループの客を混在させることはできません。

2 観客を伴うイベントの上限人数引き上げ等

（1）観客を伴うイベントの上限人数は、屋内の場合は現行の最大50人までから100人までへ、屋外の場合は現行の最大100人までから300人までへと引き上げられます。また、入場者数の上限も会場収容人数の3分の1までから半分までへと変更されます。

（2）その他の公共イベントの参加人数は、屋内外ともに最大30人まで認められます。

（3）アマチュア団体によるスポーツの参加人数は、50人までのグループ規模が認められますが、競技会は屋外においてのみ認められます。

（4）公共の場における集まりの上限人数は廃止されますが、人の密集により社会的距離が確保できない場合はマスク着用が義務付けられます。

3 今後の緩和策について

リヒテンシュタイン政府による更なる緩和策は、引き続き疫学的状況を注視した上で2021年6月15日に決定を行う予定としています。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/files/attachments/20210518-Medienmitteilung-303-Corona-Weitere-Lockerungen.pdf?t=637571961484470763>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：+41 31 300 2222

Fax : +41 31 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>